

令和6年度海岸漂着物発生抑制対策に係る啓発業務委託仕様書

1 事業の目的

海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、本県の海岸漂着物等の現状に対する県民の理解及び、県民主導による海岸漂着物等の発生抑制の取組を各種広告、環境美化イベントへの参加又は開催等で発信し、普及啓発を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

県との協議により、下記業務を行う。

(1) SNS, 街頭ビジョン広告（8月～12月）

- ・街頭ビジョン：5ヶ月2カ所（宮崎市、延岡市）
- ・Facebook, Instagram：5か月※
- ・YouTube：5か月※
- ・TVer：5か月※
- ・LINE：5か月※

※（2）の啓発イベント1か月前については、西臼杵郡の地域のみ啓発イベントに来てもらうための広告を作成し、使用する。それ以外については昨年作成のものを使用する。

(2) 日之影町開催の「ひのかげ溪谷まつり」での啓発イベント

テーマ：海岸漂着物の発生抑制及び海洋環境の保全

出展内容：海岸漂着物の発生抑制、海洋環境保全に関連したワークショップ等

① ワークショップに関する事

- ・「ひのかげ溪谷まつり」での啓発イベント（10月26日、27日開催、会場使用料不要）
- ・スタッフの手配及び調整
- ・その他ワークショップを行う際に使用・配布する資料等の準備

② 啓発資材に関する事

- ・チラシの作成
- ・500枚/A4/カラー両面/コート73Kと同等以上
- ・グッズ製作（啓発イベントにて配布）
- ・150個×2日=300個（1個あたりの単価の上限は300円とする）以上
- ・環境に配慮した素材の活用に努めること。

③ 共通事項

- ・小学生でもわかりやすい内容であること
- ・事務局の運営
- ・会場のレイアウト作成及び設営（看板作成等を含む）
- ・イベント進行基本案の立案

(3) その他自由提案

- ・上記の他、業務の目的を達成するために効果的な提案、企画の実施を行うこと。

3 普及啓発の内容

次の内容を盛り込むこと。

(1) 本県における海岸漂着物等の現状

本県の海岸では、海岸利用時に捨てられたごみだけではなく、河川等を通じて海に流出したごみ、流木・灌木等が見受けられることを分かりやすく伝える。

(2) 事業者や県民への呼びかけ

事業活動や、レジャー活動で使用した使い捨て製品等が、ごみとして河川や海域に流出しないよう注意喚起をするとともに、適正管理を呼びかける。

(3) 海岸利用者への呼びかけ

海岸でのレジャー活動で発生したごみの持ち帰りや、日常生活で発生したごみの投棄防止を呼びかける。

4 成果品

- ① 報告書
- ② 各 SNS、街頭ビジョン広告の放送確認書
- ③ 各 SNS 広告、街頭ビジョン広告の動画電子媒体
- ④ チラシ、グッズの現物
- ⑤ チラシの電子媒体（PDF 等）
- ⑥ その他本事業で制作したデータ一式